8.8 廃棄物

8.8.1 調査事項

調査事項は、表 8.8-1 に示すとおりである。

表8.8-1 調査事項(東京2020大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・施設の利用者数
ミティゲーション の実施状況	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。・イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が"事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理"する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。

8.8.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.8.3 調査手法

調査手法は、表 8.8-2 に示すとおりである。

表8.8-2 調査手法(東京2020大会の開催後)

調査事項		施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処 分方法等
調査時点		施設竣工後とした。
調査期間	予測した事項	施設竣工後2020年4月~2022年3月とした。
	予測条件の状況	施設竣工後2020年4月~2022年3月とした。
	ミティゲーション の実施状況	施設竣工後2020年4月~2022年3月とした。
調査地点	予測した事項	計画地とした。
	予測条件の状況	計画地とした。
	ミティゲーション の実施状況	計画地とした。
調査手法	予測した事項	施設へのヒアリングによる方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び施設へのヒアリングによる方法とした。
	ミティゲーション の実施状況	現地調査(写真撮影等)及び施設へのヒアリングによる方法とした。

8.8.4 調査結果

- (1) 調査結果の内容
 - 1) 予測した事項
 - ア. 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等

本事業で整備した有明テニスの森は、2020年3月に竣工し、準備期間を経て、2020年4月~2022年3月までの24か月において合計112回のイベント及び都民開放などの施設利用があったものの、利用頻度は平均4.7回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020年10月に5日間で三菱全日本テニス選手権95thが無観客で開催された他、都民開放利用などが行われた。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数での使用かつ無観客での使用であったほか、利用者の廃棄物は持ち帰りを原則としていた。

あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の 外構工事も 2023 年 3 月まで行われることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供 用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。

以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点における廃棄物の排出量及び再利用量の実績値はまだ得られていないが、廃棄物の処理・処分については、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例に基づき適切に処理・処分を行っている。

2) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.8-3 に示すとおりである。なお、廃棄物に関する問合せはなかった。

表8.8-3 ミティゲーションの実施状況(東京2020大会の開催後)

ミティゲーション

・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。

実施状況

工東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラス チックは、資源として分別回収を行った。



分別回収ごみ箱

ミティゲーション

・施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏ま え、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

実施状況

施設等の稼働に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用に努めている。

ミティゲーション

・イベントの開催時において発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各事業者が"事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において 適正に処理"する必要があるため、大会やイベントの開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。

実施状況

イベント開催時に発生した廃棄物は、開催事業者の責任において処理・処分するよう指導している。